

ウェーブのりのり劇場

阿久悠を偲ぶつもりでいたけれど
その後の人生いろいろ編

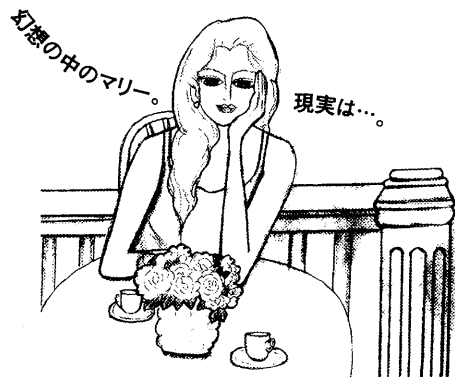
五番街のマリーは今...

三分間のドラマの巨匠、阿久悠の代表作「五番街のマリーへ」(1973年作)の、その後のドラマを描こうとする、実にムボウな試みである。

この曲のハイライトは、主人公の男がマリーという娘と遠い昔に暮らして、悲しい思いをさせたことが忘れられないと切々と友人に訴える場面であろう。どんな暮らしをしているのか、五番街まで行って見て欲しい。もしも幸せなら会わずに帰ってきて欲しいと、その友人に託すのであった。曲にはマリーのほかに二人の男が登場している。主人公をピリー、マリー捜しを託された男をトムと呼ぶことにしよう。

さて、主人公のピリーは、24歳でシンガーソングライターとしてデビューした後、作曲家に転向して成功を収め、業界では一目おかれる存在になっていた。五十の坂を越えても未だ独身の彼は自称ボヘミアンで通っているようだが、マネージャーのトムから見れば、単なる女好きに過ぎない。今までに何度、女性問題の後始末をしてきたことか。だが、ピリーは女性問題がもち上がる時は創作意欲が沸くらしく、そのたびにヒット曲を生み出してきたのである。マリー捜しの一件も、近ごろヒット曲に恵まれないピリーのために、ここは一番! ヒット曲を狙おう

と、トムは喜んで引き受けたのである。五番街は、ピリーが住んでいた30年前の街並みとはすっかり様変わりしていた。古い石畳の道だけが当時のままで、表通りは賑やかなショッピング街に変貌していたのである。マリーの家には別人が住み、彼女の消息を知る人はいなかった。捜しあぐねて疲れたトムが、古いカフェの扉を開いたとき、奇跡が起こったのである。カウンターの奥に腕組みをして悠然と立っている女主人こそ、捜し求めていたマリーであった。だが可愛いマリーの面影はなく、二重あごの顔に厚化粧した中年太りの



マダムがそこにはいた。出会い頭に熊に出くわしたような驚きで、トムは軽いメマイを感じたが、問われるままに、そのいきさつを話したのである。

「嬉しいね、ピリーが私のことを忘れてないでくれたなんて。成功したことは噂で聞いていたけど、会いは行かなかった。それが、昔、恋人だった女の意地ってもんだろ」と、タバコを一服吸うと、豪快に鼻から煙を吐きだした。

「もう30年も前になるかしら。あんなに悲しくて、あんなに胸がトキメキメキ恋は、後にも先にもあのときだけさ」。思い出すような目をして「あのあとね、望まれるままにこの店の主人と結婚したのさ。15歳も年上のパパみたいな優しくていい人だった。3人の子どもにも恵まれて。苦労もしたけど、とても幸せだった。彼は3年前に亡くなったけど...」。一瞬、マリーは言葉を失ったが、「家族で力を合わせてがんばったから、店もこうして安泰さ。今では、ピリーと別れて本当に良かったと心底そう思うね。女の人生これからさ。もう一花咲かせたいね!」

気丈な言葉に圧倒されながらも、トムはホッとした。幸せな気分です店を出ると街はもう黄昏色に染まっていた。今ごろ、ピリーは能天気な幻想のマリーを求めて、新曲を書いているにちがいない。マリーとは、会わずに帰ったと報告しよう。「今度の曲はヒットするぞ!」。トムはニヤリと会心の笑みを浮かべると、大急ぎで帰っていった。

だが、予想に反して、ピリーが心血を注いだ新曲「Ho! マリー・マイラブ」は、ヒットしなかった。オアイニクサマ!

編集後記

○我が未熟さはもとより、目まぐるしく流動し、悩ましい限りのVol. 5でした。(野口) ○「編集道とは、しんどいとみたり、うば桜」なんのこっちゃ、未だに奥が深くわかりません。(ヤダッチ) ○男女共同参画に関心のある市民の方に編集していただいている「WAVE PRESS」も5号目になりました。今回から、第4期ネットワーク委員、新メンバーに作っていただきました。ご感想をお寄せください。(事務局)

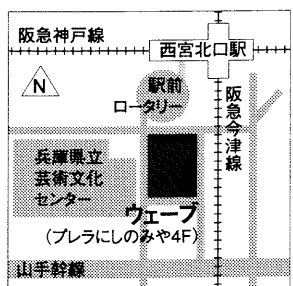
ネットワーク委員とは、西宮市男女共同参画センター ウェーブを拠点に市民参画の事業を推進することを目的に公募で選ばれた市民(任期2年)。現在の第4期委員は主に情報誌の編集・発行を推進中。

ウェーブ(WAVE)の意味:「男女がともに行動し、活気に満ちた平等社会をめざす」ことを意味する言葉(With/Act/Vitality/Equality)の頭文字と、男女共同参画社会の実現に向けて大きな波(うねり)をつくっていく、という思いがこめられています。

ウェーブは、男女共同参画社会の実現をめざす施設です。性別、年齢、国籍にかかわらず、ご利用いただけます。◎開館時間 1月4日~12月28日/9:00~22:00 ◎受付時間 月~土曜日(年末年始、休日除く)/9:00~17:15

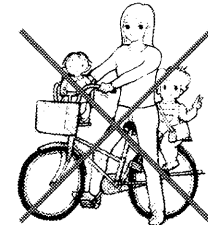
WAVE PRESS Vol.5 ●発行日 2008年2月20日 ●編集・発行 西宮市男女共同参画センター ウェーブネットワーク委員会 〒663-8204 西宮市高松町4番8号 プレラにしのみや4階 Tel. 0798-64-9495 Fax 0798-64-9496

http://www.nishi.or.jp/homepage/wave/



ママチャリに乗るのは何故?

女性が子どもを乗せる自転車「ママチャリ」? 某自転車店の店主によるとママチャリとは「ハンドルはM字、荷台付き。スタンドは2本足、カラフル」。あくまでも形状をさすようだ。ということは、パパが乗っても「ママチャリ」なのだ。しかし、このネーミング、子育て中の女性をターゲットにしていることは明らか。ママチャリの実態を探り、危険回避の可能性を考えた。



ママチャリは危険と隣り合わせ

子育て中の女性にとって自転車にまつわる怖い話は事欠かない。上の子が幼稚園に入ってから三人乗りを始めたAさん「初めて三人乗りをした日にこけて、同じ週にまたこけて。怖いけど、園の送迎に2歳の子どもを留守番させるわけにもいかず、1年間三人乗りを続けましたよ」

ママチャリヘビーユーザーのBさん「怖い思いはしていますよ。前に乗せた子が急に立ち上がってバランスを崩したり、後ろの子が後輪に足を挟んだり。子どもと保育園や買い物に歩いて行くには少し遠いですからね」

三児の母Cさんは「子どもが飛ばしてしまった風船を取ろうと自転車を離れたら、子どもを乗せたまま倒れて、子どもは頭に傷を...。同じ体験をした友人もいます」。末っ子が幼児なので、まだしばらく子どもを乗せると言う。

小さな子どもだけで留守番させるわけ

にはいかず、さりとて、子どもを預ける人がいない以上、ママチャリに子どもを乗せなければならぬ状況があることはわかった。

しかし、2008年春に改正予定の「交通の方法に関する教則」*では、「三人乗り」は禁止・注意行為と定められる。

身近な安全対策を考える

怖い思いをしてからAさんは慎重になったと言う。「子どもを乗せるときは、あまり車の通らない道を選ぶ、交差点は止まって待つ、スピードを出さない」。Bさん、Cさんともに、子どものヘルメット着用は必要だと言う。小さな子どもと一緒に手軽に移動できる自転車。危険を感じるからこそ、防衛策を講じながら乗っている。

中殿町のはらっぱ保育園の園長は「子どもの送迎は、母親8、父親2の割合。自転車は全体の半分くらい。働いている保護者にとっては、徒歩での送迎は難しいです。送迎時の自転車事故は聞いていませんが、園児の安全のためにも、自転車通行可の

歩道の整備をすすめてもらいたいですね。安全対策には道路整備は不可欠だ。

危険回避のカギは「ゆとり」

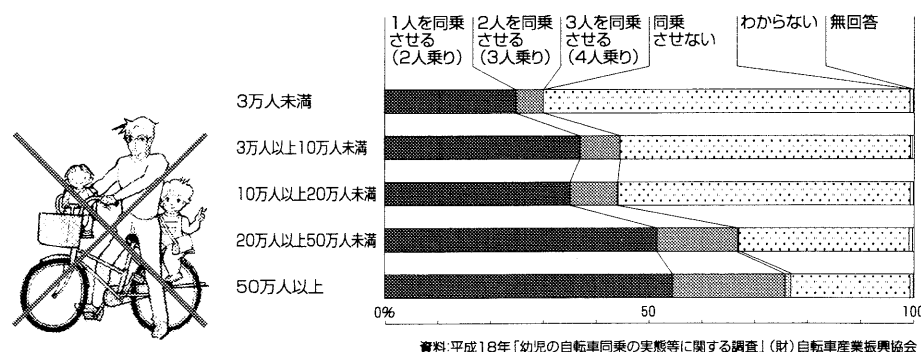
2006年、(財)自転車産業振興協会が幼児をもつ親を対象に行った「幼児の自転車同乗の実態等に関する調査(グラフ参照)」によると、自転車に子どもを乗せる割合は、人口規模にはほぼ比例して高くなっている。このデータから、人口約47万人の西宮市では幼児をもつ親の約7割が子どもを乗せていると推測できる。

また、同調査では幼児を同乗させる理由として、「幼稚園等の送迎や買い物の際の最適の交通手段」と70.6%が答えている。すでに「子どもを乗せる自転車」は、生活必需品なのだ。

現在、男女共同参画局では、仕事と生活の調和「ワーク・ライフ・バランス」を提唱している。しかし、「仕事・家事・プライベートを両立」させていると答えた既婚の女性は10.8%、同じく男性7.8%と極めて少ない。また、女性は「家事優先」39.7%、男性は「仕事優先」51.2%がそれぞれ1位。性別による偏りが大きいこともわかる。この数字からも家事・育児をひとりで担っている女性とママチャリの切るに切れない関係が垣間見える。

男性の働き方を見直し、男性の家事・育児参加によって生まれる「生活のゆとり」が、安全な幼児期を過ごすためのカギ、ママチャリの危険回避への道とはいえないだろうか。

子どもの同乗の有無と人数(都市の人口規模別)



*2007年6月「改正道路交通法」で自転車関連の規定が変更されたに伴い、自動車や自転車、歩行者が安全に通行するための禁止・注意事項などを定めた「交通の方法に関する教則」(警察庁)が2008年春に改正される予定。自転車事故が増えていることから、最近の通行実態を反映させた禁止・注意事項を新たに加えた。(×)ヘッドホンで音楽を聴きながら運転 (×)携帯電話を操作しながら片手運転 (×)傘を差したり、傘立てを使う (×)歩道でむやみにベルを鳴らす (○)子どもにヘルメットを着用させるなどが、自転車における禁止・注意事項として検討されている主な項目。幼児を自転車に乗せる「三人乗り」は禁止・注意行為と定められ、2万円以下の罰金または料科の対象になる。(2007.12.28朝日新聞より)

自転車も車両のなかま 事故を起こせば、 刑事責任を問われます!

便利でエコロジーな自転車。しかし、自転車も車両、交通ルール違反や悪質な者には、厳しい取締りが行われています。西宮市内の自転車交通事情は、どうなっているのでしょうか。

西宮警察署で聞きました

Q 自転車事故の原因と事故件数は?
A 自転車事故で多いのは、交差点や曲がり角での車両との接触や衝突事故です。原因は、自転車の信号無視や一時停止違反、傘さし運転、左右確認を怠ったときに起こっています。自転車も交通ルールを守らなければならないという意識をもってほしいですね。

事故件数は、西宮署管内では2007年の人身事故総件数2106件に対して、自転車関連人身事故591件、28%です。兵庫県平均22%を上回る発生率です。上半期の自転車事故による死亡事故は、一昨年に続き0件でしたが、残念ながら7月に1件発生しました。

Q 自転車事故防止の対策は?
A 交通ルールとマナー向上のために、1か月に10回程度、市内で巡回自転車教室を開いています。小学生と保護者を対象にした自転車教室は、休日の小学校のグラウンドや自動車教習所を利用する場合があります。高齢者向けには、公民館などで自転車教室を開いています。修了した子どもには自転車免許証、大人には修了証を発行します。

また、自転車店に協力してもらい、自転車の修理を兼ねた街頭指導も行っています。どなたでも参加できます。

Q 自転車専用道路はありますか?
A 武庫川河川敷の一部にあります。そのほかには、自転車通行帯設置道路が数ヵ所あります。

Q 自転車通行可の標識がある歩道以外は、自転車は車道を走るのが原則ですが、危険ではないですか?

A そうですね。2007年6月の道路交通法改正(1年以内に施行)により、運転者が幼児や児童の場合、あるいは交通状況が危険な場合は自転車も歩道通行が可能になって、車道寄りを徐行するのが原則になります。

Q ヘルメット着用については?
A 同じく改正された道路交通法では、13歳未満の子どもが自転車に乗るときは、ヘルメットを着用させることが保護者の努力義務になりました。危険を避けるためにも、今後も自転車教室などでヘルメットの着用を呼びかけていきます。

甲子園警察署で聞きました

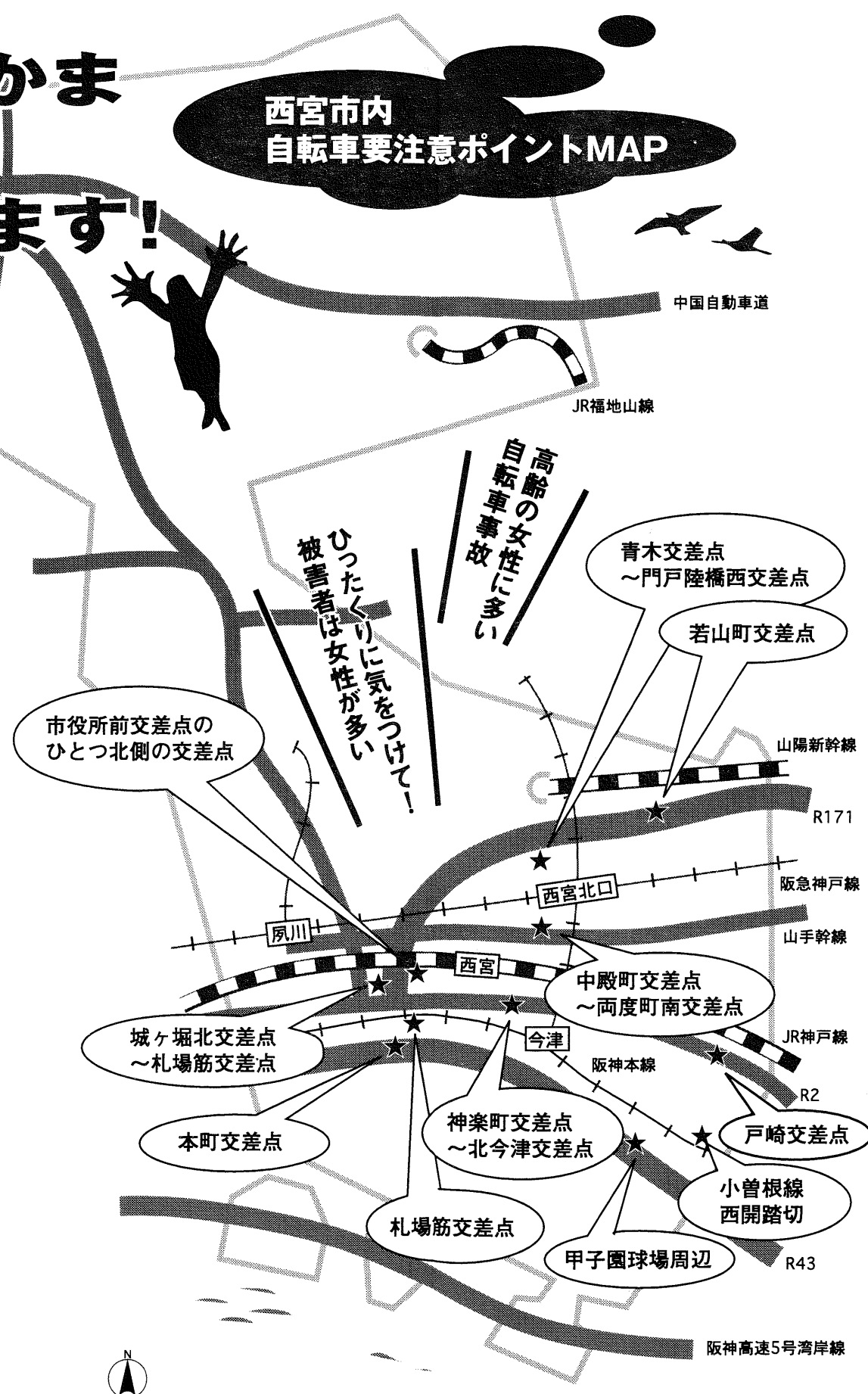
Q 自転車事故の原因と事故件数は?
A 交差点や曲がり角で車両との出会い頭の事故が多いようです。2007年の甲子園署管内の自転車関連人身事故は214件、人身事故総件数の40.8%です。

大規模小売店の進出もあり、自転車利用者が増えてきましたし、平地がほとんどですから、スピードの出し過ぎや安全不確認による事故が多くあります。とくに、野球開催時の甲子園球場周辺は混雑するので、事故が多発しますね。

Q 事故の多い時間帯は?
A 午前8時から10時の出勤時、午後4時から6時の帰宅時に多発しています。

Q 自転車事故防止の対策は?
A 青少年愛護協議会や小学校PTAで、子どもだけではなく親や祖父母など三世を対象に自転車教室を行っています。

小学校PTAでは、自転車で活動し始める4年生が対象です。交通ルールが理解できる年齢なので、実技試験と筆記試験を行い、合格した子どもに写真入りの自転



車免許証を発行します。子どもたちも喜び、意識も高まるようですね。ヘルメット着用も安全のためにすすめています。

高齢者向けには、春と秋に公民館などで自転車教室を開いています。

■取材を終えて...

市内の自転車事故発生率は、兵庫県下の平均22%を上回るという事実は、交通ルールの認識がまだまだ低いという結果ではないでしょうか。

小学生やその保護者への自転車教室は頻りに行われ、将来に向けてその成果が期待されますが、高齢化の進む現在、中高年向けの自転車教室をもっと積極的に開いて欲しいと思います。

とくに60歳以上の人は、男女とも自動車免許やその他の免許を持っていない場合が多く、交通ルールを一度も学んだことがないまま、歩行者感覚で自転車に乗っているケースが多く見かけられます。

今回取材した自転車関連人身事故の件数も、警察に通報のあった件数のみですから、実際にはもっと多発しているのではないのでしょうか。例えば、1面で紹介した、幼

児を乗せたままの転倒事故はもとより、接触事故や傘さし運転での転倒事故など、ひとつ間違えば大事故になりかねません。

自転車通行可の標識のある歩道以外では、原則、自転車は車道を走らなければなりません。自転車に乗ったら、あなたもドライバー。被害者にも加害者にもならないように、近くで自転車教室があるときは積極的に参加して、ぜひ、交通ルールを身に付けてください。

《自転車の交通ルール》

- * 一時停止違反
3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- * 信号無視
3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- * 夜の無灯火
5万円以下の罰金
- * 酒酔い運転
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- * 二人乗り
2万円以下の罰金、科料(16歳以上の運転者が6歳未満の子ども一人を幼児用座席に乗せている場合は除く。)

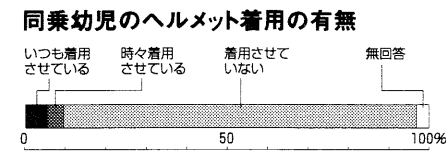


全国初! 京都府自転車同乗幼児のヘルメット義務化へ

2007年9月、「京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例」が公布・施行された。条例では、自転車に同乗する6歳未満の幼児に2008年4月からヘルメット着用を義務付けている。また、業者が自転車を販売する際、ヘルメットの必要性や傷害保険への加入などの説明も義務付けている。幼児のいる生活保護世帯には、申請に基づき、ヘルメットを無料配付する。

(財)日本交通管理技術協会の行った、幼児用ヘルメットの有効性を調べる実験では、ヘルメット着用によって頭部障害を発症するリスクを軽減する効果があるとされた。幼児は他の年齢層と比較して頭部を損傷する割合が高く、致命的障害を受ける可能性が高いことから、幼児のヘルメット着用は安全対策の基本と考えられる。

自転車は利便性と危険性を合わせもった生活道具である。ヘルメットを着用することで、安全がすべて保障されるわけではないが、義務化を待つまでもなく、運転する人自身が危険性を認識して利用する姿勢が事故の回避、軽減につながる。



資料:平成18年「幼児の自転車同乗の実態等に関する調査」(財)自転車産業振興協会